

広報はんのう有料広告掲載に関する事務取扱要領

平成22年8月25日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、飯能市有料広告掲載等に関する要綱(平成20年告示第271号。以下「要綱」という。)第4条の規定に基づき、広報はんのう(以下「広報」という。)に有料広告(以下「広告」という。)を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の位置)

第2条 広告の掲載位置は、市が指定する位置とする。

(広告の枠数、規格及び掲載料)

第3条 広告の掲載規格及び掲載料等は、別表第1のとおりとする。

2 広告枠数は、その都度、掲載するページのデザイン等を考慮し市長が決定する。

(広告掲載の範囲及び基準等)

第4条 広報に掲載できる広告の範囲及びその内容は、要綱第3条の規定及び飯能市広報はんのう有料広告掲載基準(平成22年8月25日決裁)に適合するものでなければならない。

2 市ホームページの広報はんのう(PDF形式)では、広告の掲載は行わない。

(広告原稿の作成)

第5条 広告の原稿は、広告主の責任と負担で作成するものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、最長連続6回で1号単位とする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告の掲載を希望する者の募集は、市ホームページ、広報等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広報への広告掲載を希望する者は、要綱第6条第1項の飯能市有料広告掲載等申込書に広告の原稿を添えて、市長が指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、広告掲載の申込みを受けたときは、内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、要綱第6条第2項の飯能市有料広告掲載等決定(却下)通知書を送付するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載が決定した後、市長が指定する期日までに、市指定の納入通知書により一括前納するものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告内容等の変更)

第12条 市長は、広告の内容等が法令に違反するおそれがあるときその他適当でないと認めるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告等を行うことなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料が納付されなかったとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿が提出されなかったとき。
- (3) その他広告掲載が適切でないと判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り止めるときは、書面を添えて広告掲載の取り下げを市長に申し出ることができる。

(広告掲載料の還付等)

第15条 既に納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することのできない理由により広告の掲載等を取り消したときその他やむを得ない理由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、広報の広告掲載に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成22年8月26日から適用する。

別表第1 (第2条関係)

1 掲載規格及び掲載料

種 別	掲載規格 (タテ×ヨコ)	掲載位置	刷 色	掲載料 (1 枠 1 号につき)
1 号広告	45mm× 60mm	広告欄 (記事下 1 段)	1 色のみ	10,000 円
2 号広告	45mm× 120mm	〃	〃	20,000 円
3 号広告	45mm× 185mm	〃	〃	30,000 円
4 号広告	45mm× 90mm	〃	〃	15,000 円